

知っていますか 発達障がい

発達障がいは、生まれつきの「脳の機能が関係する障がい」といわれています。決して、親のしつけ方や本人の努力不足、性格上の問題ではありません。幼い頃からその症状が現れるため、早い時期から周囲の理解を得て、適切な支援や環境の調整を行うことが大切です。

問い合わせ 福祉こども相談センター 福岡若菜 ☎030083



発達障がいってどんな種類があるの？

発達障がいには、対人関係を築くのが難しい自閉スペクトラム症 (ASD) をはじめ、注意欠如・多動症 (ADHD)、限局性学習症 (SLD)、チック症、吃音など複数の種類があります。

発達障がいは、すぐに診断することは難しいとされています。それは、年齢や環境などのさまざまな要因により、一人一人の状態や目立つ症状が違うからです。大切なことは、その人がどのようなことができ、何が苦手なのか、どのような魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです、そして一人一人にあった支援があれば、誰もが自分らしく生きていけるのです。



ASD (自閉スペクトラム症)

人とのコミュニケーションがうまくできなかつたり、特定の物や場所に強いこだわりを示すなどの特徴があります。

ADHD (注意欠如・多動症)

注意力が散漫 (不注意)、落ち着きがなくじっとしてられない (多動性) などの特徴があり、日常生活や学習に支障をきたすことがあります。

SLD (限局性学習症)

知的能力に遅れがないにもかかわらず、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の分野に困難さがみられます。

* 1つの特徴を持つ人ばかりでなく、重なりあった特徴を持っている人も多くいます。

相談窓口はどんなところがあるの？

市福祉こども相談センター

臨床心理士、保健師、社会福祉士などの専門職を配置し、発達障がいに関する相談にも応じています。対象者は0歳～18歳未満の子どもとその家族です。

牧之原市静波991番地1 さざんか2階
☎030083 (午前8時15分～午後5時)
* 土日祝日、年末年始を除く

静岡県中西部発達障害者支援センター COCO

発達障害者支援法に基づき、都道府県・指定都市に設置されています。発達障がいやその疑いがある人、家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、相談に応じ、支援を行う機関です。対象者の年齢は問いません。

島田市大川町10番1号 エフビル3階
☎0547-39-3600 (午前9時～午後5時)
* 土日祝日、年末年始を除く

4月2日から8日までは「発達障害啓発週間」です

毎年4月2日は、国連で定めた世界自閉症啓発デーです。これを踏まえ、厚生労働省では4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、さまざまな啓発活動を展開していく予定です。市でも啓発と理解促進を図るため、3月中旬から4月上旬まで、図書交流館いこっことや健康福祉センターさざんかにて、自閉症や発達障がいについての展示パネルを設置する予定です。お立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。

4月から こども家庭センターが設置されます

市では、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を充実させるため、「こども家庭センター」を4月に開設します。

問い合わせ 福祉こども相談センター 森田さおり ☎030086

こども家庭センターでは何をするの？

これまで健康推進課 (母子健康係) が行ってきた妊産婦や乳幼児に関する相談と、福祉こども相談センター (こども家庭係・こども未来係) が行ってきた虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談など、専門的な知識を有する職員が連携・協力しながらそれぞれの家庭の状況に応じて切れ目のない相談や支援を行います。

こども家庭センターはどんな役割を持っているの？

妊娠期から子育て期の相談、子育ての問題に関するさまざまな相談に応じ、妊娠・出産・育児に関する情報提供や家庭の状況にあわせた支援計画の作成などを行います。

こども家庭センターのイメージ (図)

※現行の体制を維持し、今までどおりの窓口で対応します。

